

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安来市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

島根県安来市長

公表日

令和6年7月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務	
②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育ての施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定)事務	
③システムの名称	子育て支援システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	
2. 特定個人情報ファイル名		
子ども・子育て支援関連情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表127の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表127の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部子ども未来課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康福祉部子ども未来課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3214	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果		
基礎項目評価の実施が義務付けられる		

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年10月11日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成30年3月29日	Ⅰ 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名	子育て支援システム、中間サーバー	子育て支援システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
平成30年3月29日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署②所属長	子ども未来課長 青戸厚志	子ども未来課長 村社芳行	事後	
平成30年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日	平成30年3月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	子ども未来課長 村社芳行	課長	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年3月31日	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒692-8686 島根県安来市安来町878番地2 総務部総務課 電話:0854-23-3015	総務部総務課 島根県安来市安来町878番地2 0854-23-3017	事後	
令和1年6月10日	Ⅰ 8. 特定個人情報ファイルの取扱扱いに関する問い合わせ連絡先	安来市役所(島根県安来市安来町878番地2) 健康福祉部 子ども未来課(幼稚園保育係) 電話:0854-23-3214	健康福祉部子ども未来課 島根県安来市広瀬町広瀬1930番地1 0854-23-3214	事後	
令和2年6月5日	Ⅰ 1. ②事務の概要	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定)事務	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育ての施設等利用給付に係る支給認定(利用者負担区分の決定)事務	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和2年6月5日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱ しきい値判断項目2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年7月1日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第7号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの (第116項)	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの (第116項)	事前	
令和6年7月10日	Ⅰ 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第1 第94項	番号法第9条第1項 別表127の項	事後	
令和6年7月10日	Ⅰ 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠)なし(情報提供は行わない) (別表第2における情報照会の根拠)第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの (第116項)	番号法第19条第8号 別表127の項	事後	